

生産緑地地区の指定の要件

令和元年10月 川越市都市計画課

1. 生産緑地地区に指定されると

生産緑地に指定されると、その所有者は指定から30年間の営農が義務づけられ、農地転用などは厳しく制限されますが、固定資産税等の農地課税や相続税等の納税猶予制度など、税優遇を受けることができます。

2. 生産緑地地区の指定の要件

(1) 現に耕作されている市街化区域内の農地で、一団で面積が300㎡以上あること

- ・面積要件を引き下げる条例制定により、500㎡以上から300㎡以上になりました。
- ・近接する他の方の農地と合わせて300㎡以上でもかまいません。

(2) 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設用地として適していること

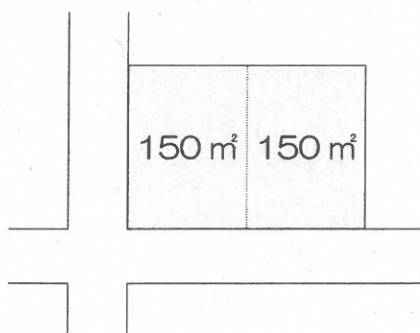
- ・接道していること。
- ・耕作放棄されていたり、塀で囲まれているものは指定できません。
- ・著しく不整形な農地は指定できません。

(3) 用排水など、農業の継続が可能な条件を備えていること

3. 生産緑地地区指定の例

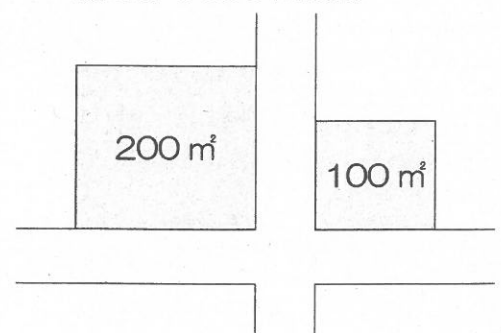
・物理的に接している農地で

あわせて300㎡以上



・道路や水路を挟んだ

農地等で300㎡以上



このほかにも指定出来る場合がございます。個々の状況についてはご相談ください。